

広島県告示第四百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西惣付五地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号から七号までを昭和五十七年一月八日広島県告示第十一号（以下「告示一」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号及び一号を昭和六十一年九月二十二日広島県告示第八百三十一号（以下「告示二」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示二で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとし、標柱五号及び六号は告示一で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とし、標柱七号は告示一で指定した土地に存する標柱一号と四号を結んだ線上に存するものとし、標柱九号及び十号は告示二で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
呉市		西惣付町			三四四番二	標柱一号
					三五八番	標柱二号
					三六三番	標柱三号、四号及び六号
					三六四番	標柱五号
					三六四番地先市道敷	標柱七号
					五三番二地先里道敷	標柱八号
					一一九番四	標柱九号
					三四六番二	標柱一〇号
		西辰川二丁目				
		西惣付町				

次に掲げる土地に存する標柱九号と十一号を結んだ線、標柱十一号と十二号を結んだ線、標柱十二号と十三号及び九号を昭和六十一年九月二十二日広島県告示第八百三十一号（以下「告示二」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。
 ただし、標柱九号及び十三号は告示二で指定した土地に存する標柱四号及び五号と同一とし、標柱十二号は告示二で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に存するものとする。

呉市			郡市・区
西辰川二丁目			町
			大字
			字
一一四番一	一一四番五	一一九番四	地番
標柱一三号	標柱一二号	標柱一一号	標柱番号